高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務 委託仕様書

1 委託業務名

高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務

2 期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

- 3 本市の介護予防事業取組み概要 参考1 に記載のとおり
- 4 委託内容 委託内容は以下のとおり
 - (1) 体力測定値等のデータ化に係る環境の構築
 - ① 市および 7 圏域の各地域包括支援センター(以下、各センターという。参考 2)で実施する介護予防事業において、紙媒体により収集する体力測定値、問診項目等(参考 3)について、「健康チェックシート(OCR 読み取り帳票)」として A4 様式 1 枚(両面刷り)にまとめた原稿をデザインし作成する。また、「基本チェックリスト*」(参考 4)についても OCR 読み取り帳票として A4 様式 1 枚(片面刷り)にまとめた原稿をデザインし作成する。
 - ※基本チェックリストとは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された 25 項目の質問票のこと。
 - ② 市および各センターにおいて、①で作成した「健康チェックシート」や「基本チェックリスト」の OCR 読み取り帳票の紙情報を市指定の CSV 形式に簡便にデータ化することが可能となるよう、スキャナーおよび OCR ソフトウエア (以下、「OCR機器等」という。)を8セット(市および各センターに1セットずつ)確保し、市が用意する8台のノートパソコン(以下、「市用意ノートパソコン」という。)で OCR機器等が使用できるよう市および各センター(各センターが指定する本センターまたは分室のいずれか1か所)でセットアップすること。その際、市指定の読取り定義(参考5)に基づきデータ化できるようにすること。また、本事業では、市用意ノートパソコンに個人情報を含むデータを蓄積することから、当該ノートパソコンに対し個人情報保護の観点から必要な措置について提案し、市と協議の上、実施すること。

スキャナーおよびスキャナーを接続する市用意ノートパソコンのスペックは末尾

に記載のとおりである。OCR 機器等については、PFU社の「DynaEye 10」と同等品を、スキャナーを当該ノートパソコンに接続する際に必要になるケーブル等も含めて確保すること。

(2) フィードバック帳票自動作成プログラムの構築

- ① 介護予防事業に参加する高齢者への体力測定結果の返却を通じた取組意欲の向上や、支援者間での円滑な情報共有等を目的として、②に示すデータを基に「フィードバック帳票」として、A4 様式 1 枚(両面刷り)にまとめた原稿をデザインし作成する。フレイル対策支援の効果をより高めるよう、記載内容やデザインを考慮すること。
- ② (1) の OCR 機器等により生成した体力測定値等の CSV データおよび介護予防 事業で使用する歩行姿勢測定器により生成したデータ (参考 6) を集約し、その集 約したデータにより①の「フィードバック帳票」を自動的に作成するコンピュータ プログラムについて開発し、市用意ノートパソコンにインストールを行う。開発したプログラムが、当該ノートパソコンで帳票作成できるよう動作環境を整えること。 ノートパソコンにインストールされていないアプリケーションソフトウエアが必要 な時は受託者で用意すること。

(3) データの集積・蓄積

- ① 各センターが(2)②で集約したデータを、定期的に市へ送信、市が業務用パソコンに各センターから届いたデータを集積・蓄積できるように環境を整備すること。
- ② 各センターが市にデータを送信する方法については、「地域包括支援センターシステム」のネットワークを経由して集積する手法とそれ以外の手法の両案を提示すること。
 - ※「地域包括支援センターシステム」とは、地域包括支援センターで取り扱う データの集積や各センターと市が情報共有をするため、市と各センター間(分 室を含む)の閉域ネットワークで構成されるシステムのこと。
- ③ 市でデータを蓄積する期間は5年程度を想定している。

(4) データの分析支援

(3) により集積・蓄積したデータに係る市および各センターの集約・分析作業に対する支援方法を提案のうえ、その支援を実施すること。支援の実施に当たっては、市と十分な協議を行うこと。また、集約・分析に必要なアプリケーションソフトウエアが市用意ノートパソコンにインストールされていない時は、受託者で用意すること。

なお、本市が実施を想定している集約・分析作業は、以下のようなものである。

- ア 体力測定値等をセンターやグループ等の集団ごとに整理し、参加高齢者の測定項 目に関する特徴や傾向の有無等を確認する。
- イ 集団ごとの比較等に当たっては、標本数や尺度等を踏まえた適切なグラフ等を用いて、可視化を行う (参考 7)。
- ウ 複数回の測定を行った参加者については、日付を追って経過が追えるように整理 し、傾向を確認する。

(5) 研修

市および各センター職員を対象とする研修において、講師を担当し、上記 (1) \sim (4) の OCR 機器等の操作を含むデータ化の手順や、フィードバック帳票の作成、市への データの集積方法、データの分析方法等について説明すること。必ず対象職員(市お よび各センター職員合計 40 人程度)が 1 回は受講できるようにすることとし、方法 や時期等の詳細については、市と協議のうえ決定する。

※履行期間中、「健康チェックシート」や「基本チェックリスト」の OCR 読み取り帳票の 問診項目や読み取り定義に変更が生じ、CSV ファイルのデータレイアウトに修正があっ た場合には、適宜、その修正内容を記載内容やデザイン等に反映すること。

5 事業の全体スケジュール

- 令和 4 年 8 月 契約締結
- ・令和 4 年 9 月~11 月 帳票作成・OCR 環境整備・フィードバック帳票作成・研修
- ・令和4年12月~令和5年3月 データ化開始・分析支援

6 個人情報の適正管理

業務の履行に当たっては、豊中市個人情報保護条例、その他の個人情報の保護に関する 法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わな ければならない。

7 著作権

本業務の履行に当たり生じた成果物(印刷物、図、写真、報告書など)については、本市に著作権を譲渡するものとする。

8 委託料

委託料の支払いは、事業完了(納品)後の精算払いとする。

9 留意点

- (1) 受託者は、契約期間を通じて当該業務を担当し、業務を円滑に進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、本市からの問合せに対して、速やかに対応できる複数の連絡先や体制を確保し、回答については文書(電子メールも可)により行うこと。
- (2) 業務委託期間の満了後および契約が解除された場合においては、個人情報も含め、本業務を受託したことによって知り得た情報を速やかに破棄すること。また、本業務で知り得た情報は業務終了後も守秘義務がある。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

<スペック>

■本委託業務内で用意すべきスキャナー(富士通製 fi-7030 同等品)

片面 27 枚/分、両面 54 面分/分(200/300dpi)
50 枚(A4:80g/㎡)(継ぎ足し可)
自動給紙方式 (ADF)
片面/両面、カラー/グレースケール/二値白黒
50~600dpi
最大 216×355.6mm、最小 50.8×50.8mm
40~209g/m²
USB2.0/USB1.1 (タイプ B)
290×146×130mm(使用時最大 290×479×293mm)

■市が別途用意するノートパソコン (NEC 製 VX-B 同等品)

CPU	Core i5-1135G7(最大 4.20G Hz)
OS	OS Windows 10Pro
メモリ	8GB (4GB×2)
HDD	500GB
インターフェース	USB-TypeC USB 3.2 Gen2 ×1
	USB-TypeA USB 3.2 Gen1 ×4
ディスプレイ	15.6 型ワイド HD 液晶

※スキャナー、ノートパソコンとも現時点の想定